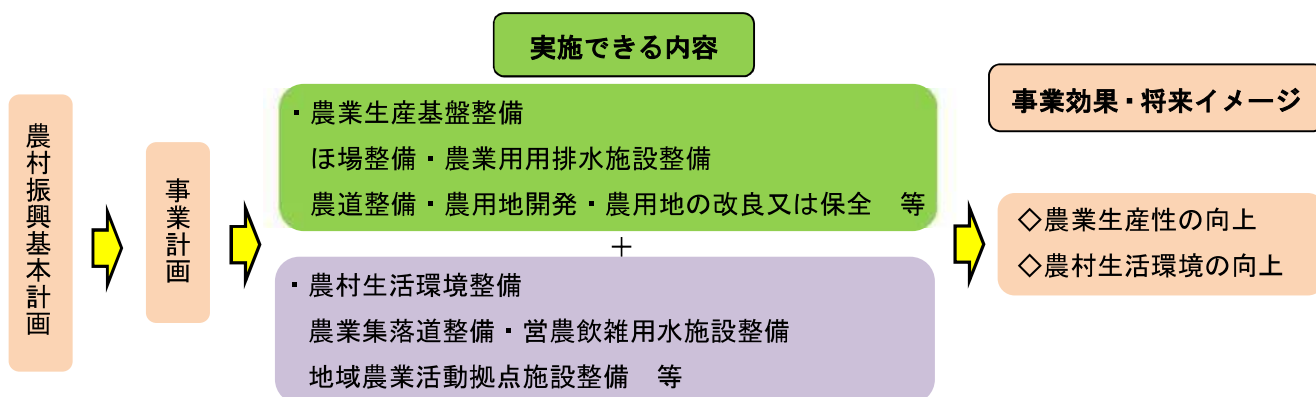


3 農村振興に関する事業

① 農村振興総合整備事業

本県の農村は、食の生産拠点であることはもちろん、ふるさとの自然や伝統文化、環境や生態系を守る役割も併せ持つなど県民共通の財産です。

このような農業や農村が担う多面的な役割を守り発展させるため、各種の生産基盤や集落基盤の整備を様々な角度から総合的にを行っています。



市町村が策定する農村振興基本計画に掲げる地域の将来像の実現に必要な整備について、事業計画を策定し事業を実施する。

主な事業概要

事業実施主体	県
補助率の目安	農業生産基盤整備 78.5% 農業生活環境整備 75% (国+県)
受益面積	60ha 以上 (工種により異なる)
主な実施地域 (R7)	大隅

主な実施要件としては

- ・農村振興基本計画が作成されていること
- ・農業生産基盤及び農村生活環境の整備を総合的に行うものであること

事業実施状況

(整備前)



(整備後)



区画整理 (末吉地区：曾於市)



生態系保全水路の整備
(出水西部地区：出水市)

問合せ：農地整備課農村整備係 (TEL: 099-286-3239)

② 中山間総合整備事業／中山間地域農業農村総合整備事業

本県の大部分を占める中山間地域は、農業生産や国土保全等の面から重要な役割を担っていますが、地形や交通網などの条件が不利なこともあり、高齢化や過疎化等による農業後継者の減少、耕作放棄地の拡大など厳しい状況下にあります。そこで地域条件を生かした農業振興を図るため、生産基盤・生活基盤の両面から総合的に整備を行っています。

実施できる内容

- ◇区画整理
- ◇農道
- ◇集落道
- ◇交流施設

事業効果

- ◇農業生産性の向上
- ◇農村の維持・保全
- ◇集落の整備
- ◇災害防止
- ◇農地の保全

将来のイメージ

中山間地域の
活性化

主な事業概要

事業主体	県、市町村	
補助率の目安	【県営】	【団体営】
	生産基盤 85～95% 生活環境 80～90%	70～80% "
受益面積	中山間地域総合整備事業 県営 60ha 以上、団体営 20ha 以上 農地環境整備事業 10ha 以上	
主な実施地域 (R7)	鹿児島県、北薩、姶良・伊佐、大隅、 熊毛、屋久島、大島、沖永良部	

※事業対象地域：過疎、山村振興、半島、離島の各振興法
及び特定農山村法の指定地域

中山間地域農業農村総合整備事業のメニュー

(1) 総合整備事業

- ア 生産基盤と環境整備を一体的実施
- イ 生産基盤のみ実施（区画整理を主）

(2) 実施計画策定事業

生産基盤の実施に際し計画を策定

事業実施状況

浦谷地区（鹿屋市） 区画整理
(整備前)



(整備後)



住用地区（奄美市） 活性化施設

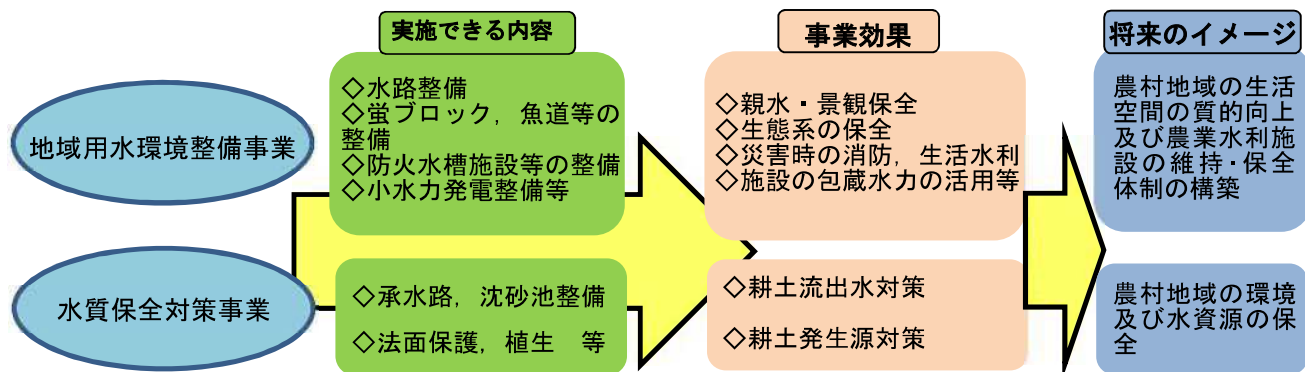


奄美市農林産物加工センター

問合せ：農地整備課農村整備係 (TEL:099-286-3239)

③ 農村環境保全整備事業

本事業では、ダム、農業水路等の農業水利施設の保安全管理や整備と一体的に農業用水の有する多面的機能の維持・増進を図る「地域用水環境整備事業」、奄美地域において排水施設等を整備し、農用地及びその周辺の土壌流出を防ぐ「水質保全対策事業（耕土流出防止型）」を実施しています。



事業概要

事業名	地域用水環境整備事業
事業主体	県、市町村
補助率の目安	県営 75%（国＋県） 団体営 65～73%（国＋県）
採択要件	総事業費 50,000 千円以上 ※小水力発電整備においては、土地改良施設の維持管理費軽減が見込まれる等
主な実施地域（Ｒ７）	大隅（団体営） 曾於（団体営）

事業名	水質保全対策事業（耕土流出防止型）
事業主体	県、市町村
補助率の目安	90%（国＋県）
採択要件	受益面積：（県 営）20ha 以上 （団体営）10ha 以上 耕土流出防止環境保安全管理計画の策定
主な実施地域（Ｒ７）	なし

事業実施状況



小水力発電施設整備



地域用水環境整備事業（高隈地区：鹿屋市）



耕土流出防止のための沈砂池

水質保全対策事業（手花部地区：奄美市）

問合せ：農地整備課国営・水利係（TEL：099-286-3256）

④ 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全，農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り，併せて公共用水域の水質保全に寄与するため，農業集落におけるし尿，生活雑排水等の污水若しくは雨水を処理する施設，汚泥，処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備を行います。

また，汚泥の農地還元や処理水の農業用水への再利用により，農業の特質を生かした環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献します。

既存の施設における機能診断・最適整備構想策定・維持管理適正化計画策定・改築更新（機能強化）も実施します。

対象となる地域

- ◇農業振興地域
- 【これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域外の区域を含む】

実施できる内容

- ◇汚水処理施設の整備（し尿，生活雑排水等の処理）
- ◇資源循環施設の整備（汚泥のコンポスト化施設等）

事業効果・将来イメージ

- ◇農業用排水の水質保全（公共用水域の水質保全）
- ◇農業用排水施設の機能維持
- ◇農村生活環境の改善
- ◇農村地域における資源循環

主な事業概要

事業主体	市町村
補助率の目安	整備・改築：内・離50% 奄60% 診断・構想：定額 調査・計画：50%
採択要件	受益戸数は概ね20戸 （離島及び奄美は10戸）以上 対象人口は概ね1,000人程度の規模以下
主な実施地域（R7）	出水市・南さつま市・志布志市・錦江町・屋久島町・奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・徳之島町・和泊町・知名町

PR ポイント

農業集落の形態に適した小規模分散型の汚水処理施設として，生活排水等を安定して効率よく処理し，農業生産の改善，農村の快適な生活環境の創出，農村地域における資源循環などを実現します。



汚水処理施設（大和村 東部地区）

問合せ：土木部都市計画課生活排水対策室（TEL：099-286-3685）

⑤ 多面的機能支払交付金（^{みどり}水土里サークル活動）

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や農用地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る活動を「水土里サークル活動」として支援しています。

※「水土里サークル活動」は鹿児島県での愛称です。



多面的機能を支える共同活動を支援する『農地維持支払』と、地域資源（農用地、水路農道等）の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する『資源向上支払』で構成



- ・農業・農村の有する多面的機能の適切な維持・発揮
- ・水路、農道等の管理を地域で支え、担い手への農地集積を後押し

<制度の概要>

対象となる組織

- 農業者等で構成される活動組織
- 農業者のみで構成される活動組織

対象となる農用地

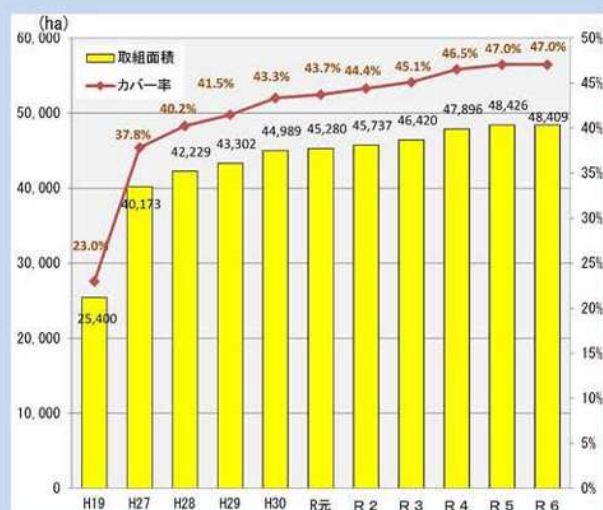
- 農振農用地区域内の農用地
- 上記の農用地と一体的な取組が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等

水土里サークル活動

- ・サークルには、
- ①「円」「輪」「環」→人と人のつながり、地域のつながり、結いの心
- ②「仲間」「団体」→活動記録
- ③「循環」「繰り返す」→活動の継続、元に戻る、環境を守る 等の意味

・「水土里(みどり)」をつけることにより、地域共同で、農地・水等の資源を守る活動の特徴をわかりやすく表現

取組面積・カバー率の推移



・令和6年度取組面積：約 48,409ha
 “ カバー率：約 47%

※カバー率…農振農用地面積に占める多面的機能支払交付金の取組面積の割合

⑥ 中山間ふるさと・水と土保全対策事業等

■ 中山間ふるさと・水と土保全対策事業（ふる水事業）

農地や土地改良施設の有する多面的機能の発揮と地域住民活動の活性化を図るため、人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備の取組等に対して支援を行います。

対象となる地域

中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域

実施できる事業

- 調査研究事業
- 研修事業
- 推進事業

事業実施状況

【ふるさと探検隊】

地域住民による集落点検やワークショップ等を通じた地域課題の整理や保全活動計画の作成支援を行います。



地域住民による集落点検



ワークショップによる地域課題の整理

■ 棚田地域等保全対策事業（棚田事業）

棚田地域等の農地等の保全・利活用に係る活動を促進することにより、棚田等の持つ多面的機能の発揮と集落の活性化を図る取組等に対して支援を行います。

対象となる地域

主傾斜 1 / 20 以上の農地の面積が当該地域の全農地面積の 1 / 2 以上を占める地域

実施できる事業

- 保全活動推進事業
- 保全ネットワーク推進事業
- 保全活動支援事業

事業実施状況

【保全活動支援事業】

住民組織が行う棚田地域の保全活動等に要した経費に助成を行います。

- 新規・継続地区（5年間）： 上限 300 千円／地区
- 再登録地区（6年目以降）： 上限 300 千円／地区
- 都市住民との交流等に要した経費への支援
： 上限 300 千円／地区

【保全ネットワーク推進事業】

都市住民等の保全活動への参加推進を図るために行う普及・啓発及び情報の収集・提供

- ・ 棚田カード、ガイドの作成
- ・ 都市住民等を対象とした棚田セミナーの実施



棚田セミナー
（指宿市尾下の棚田）

問合せ：農村振興課むらづくり推進係（TEL：099-286-3108）

4 その他の事業

① 換地

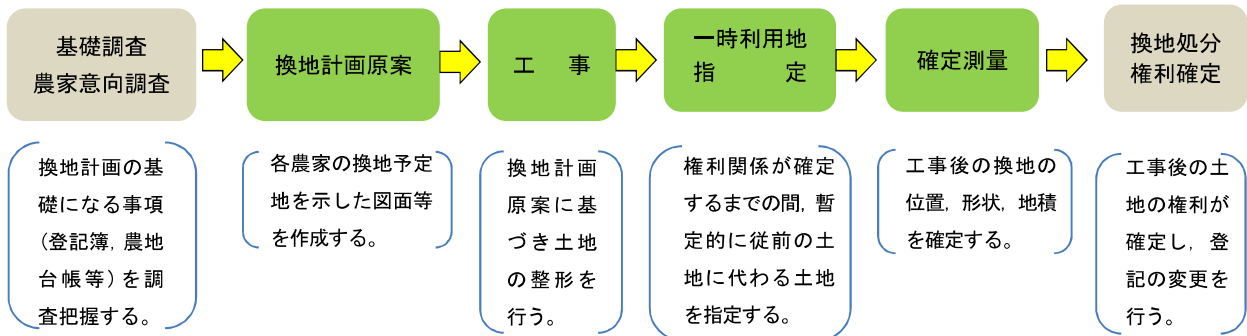
目的

ほ場整備事業等、農地の区画形質の変更を伴う事業において、工事前の土地に対応して配分される工事後の土地のことを換地といいます。また、工事前の土地と工事後の土地を法律上同一なものとして、権利の帰属関係を一挙に解決する法律行為（換地処分）を指す場合もあります。

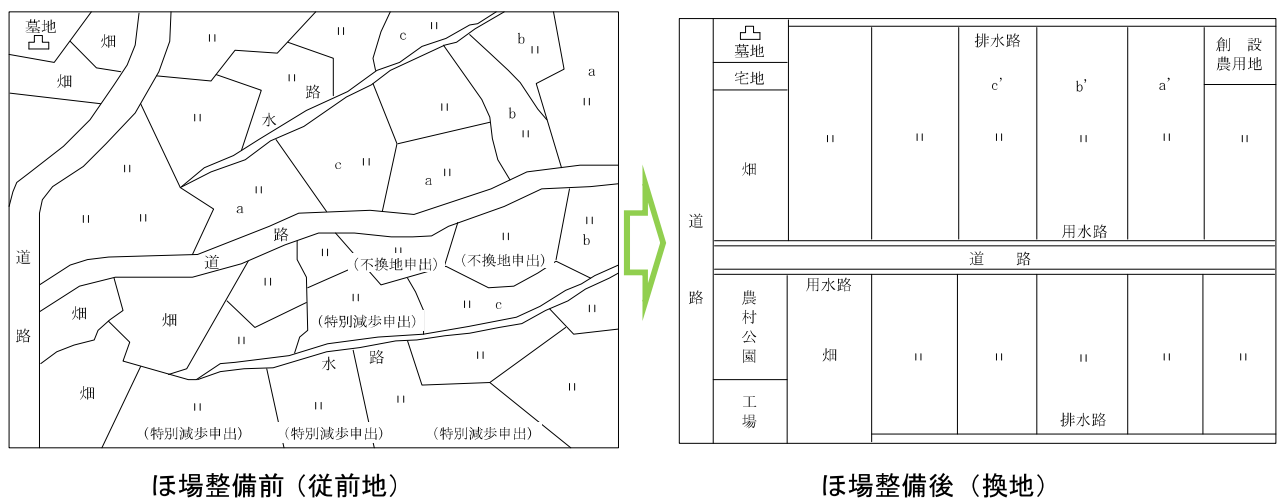
換地により農地の集団化・担い手への農地の集積化が可能となり、地域に必要な公共用地や施設用地の創設により、農業生産性の向上や農村の環境整備を実現します。

換地の流れ

着工 → 完了



換地の概念図



問合せ：農地整備課用地換地係（TEL：099-286-3253）

② 農業経営高度化支援事業

ハード事業（基盤整備）を契機とした、農地の土地利用調整活動や農地の利用集積を支援します。
また、中心経営体農地集積促進事業は農地の利用集積率に応じた促進費の助成を受けられ、農家負担金の軽減にも活用出来ます。

○生産基盤整備事業（ハード）

経営体育成基盤整備事業
畑地帯総合整備事業（担い手育成型）等
ア農業用排水施設 イ農道
ウ客土 エ暗渠排水 オ区画整理 等

+

一体的に実施

○農業経営高度化支援事業（ソフト）

指導事業
調査・調整事業
中心経営体農地集積促進事業
産地形成促進支援事業 等

事業内容

指導事業

【事業内容】県等が行う指導、助言、啓発普及等に対する支援

【事業実施主体】県、土地改良事業団体連合会

【補助率】50%（中山間※55%、奄美：経営体60%、畑総65%）

※中山間とは、離島、特別豪雪地帯、振興山村島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の区域内

調査・調整事業

【事業内容】土地改良区等が行う土地利用調整活動、関係農家の意向調査活動等に対する支援

【事業実施主体】県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等

【限度額】右表の受益面積ごとの基準額に調査・調整事業の実施年数を乗じた額

【補助率】50%（中山間※55%、奄美：経営体60%、畑総65%）

受益面積	基準額
60ha未満	150万円
60ha以上200ha未満	200万円
200ha以上	400万円

中心経営体農地集積促進事業

【事業内容】中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援

【事業実施主体】県、市町村、土地改良区

【限度額】農業生産基盤整備事業の総事業費に右表の中心経営体集積率ごとの助成割合を乗じた額

【補助率】50%（中山間※55%、奄美：経営体60%、畑総65%）

中心経営 体集積率	助成割合	
	基本	集約化加算※
55%～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）
65%～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）
75%～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

産地形成促進事業

【事業内容】高収益作物の導入・促進に向けた支援

【事業実施主体】県、市町村、土地改良区

【限度額】農業生産基盤整備事業の総事業費に右表の高収益作物の作付面積の増加割合ごとの助成割合を乗じた額

【補助率】50%（中山間※55%、奄美：65%）

高収益作物の 作付面積の増加割合	基準額
5%～6%	6.25%
6%～7%	7.50%
7%～8%	8.75%
8%～9%	10.00%
9%～10%	11.25%
10%以上	12.50%

問合せ：農地整備課農村整備係（TEL：099-286-3239）

③スマート農業を支える環境整備への取組

ロボット技術・AI・IoT等の先端技術を活用するスマート農業には、農作業の省力化のみならず、収量・品質向上等への大きな期待が寄せられています。また、ベテラン農家の熟練した技術をデータ化し、新規就農者をサポートすることで技術を継承する効果も期待されています。

スマート農業を支える環境整備を進めることにより、実装に向けた取組をサポートしていきます。

ICT自動給水栓



ICT自動給水栓により、スマートフォンやパソコンでモニタリングしながら、遠隔操作・自動での水田給水制御が可能となり、水管理労力低減や用水量節約が期待できます。操作・通信に要する電気は、太陽光発電で賄うことが可能となっています。

ロボットトラクター



ロボットトラクターにより機械制御が自動化され、熟練者のような直進走行作業が可能です。添付写真はレベル2下での自動走行（有人－無人協調システム）のもので、有人監視下での無人自動走行による作業が可能となっています。このような自動走行農機が活躍するには、対応した区画規模や移動通路等が必要であり、それらを踏まえた農地整備への取組を始めています。

問合せ：農地整備課農村計画係（TEL：099-286-3110）

④地籍調査事業

地籍調査は土地の基礎調査で、1筆毎の土地について、所有者・地番・地目の調査と併せて境界の測量及び面積の測定を行い、調査結果を地図及び簿冊にまとめるものです。

調査の成果となる地図は地籍図、簿冊は地籍簿といい、これらの成果の写しが登記所に送付され、登記所はこれに基づいて、土地登記簿の表題部の記載を改めます。

地籍調査の効果は、①土地取引の円滑化と土地資産の保全、②災害復旧の迅速化、③社会資本整備・まちづくりの円滑化、④課税の公平性、⑤所有者不明土地対策、⑥適切な森林の管理などがあります。

成果の事例

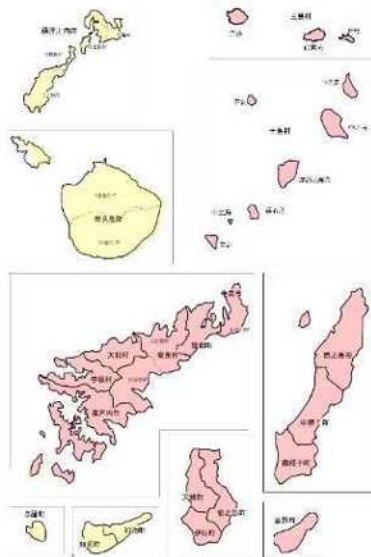


調査前：公図（字限図）



調査後：地籍図

本県の実施状況



凡 例	
○	完了
●	継続

令和6年4月1日現在

区 分	市町村数	市町村名
完了	22	枕崎市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、屋久島町、和泊町、知名町、与論町
継続	21	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、奄美市、三島村、十島村、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町
計	43	全体進捗率 80.8% (令和5年度まで)

問合せ：農地保全課国土調査係 (TEL:099-286-3279)